

第4節 企業会計審議会

企業会計審議会では、金融システム改革の一環として、国際的調和の観点も踏まえつつ、連結財務諸表原則の改訂、退職給付会計、税効果会計、金融商品に係る会計基準、外貨建取引等会計処理基準の設定等、ここ数年で数多くの会計基準等の整備を行ってきた。

さらに、平成11年10月から、「固定資産の会計処理」及び「監査基準の一層の充実」について審議を開始している。また、12年7月から、「企業結合会計」について審議を開始したところである。

I 企業会計審議会の審議状況

13年7月1日以降14年5月31日までの各部会における審議状況は、次のとおりである。(資料7-4-1参照)

1. 企画調整部会（新たな課題の把握、対処方針の検討等）

企業会計に関する課題を広く取り上げ、新たな会計基準の設定が必要なもの、既存の基準の改定で対処すべきもの、あるいは実務指針で対応すべきものなどを整理し、他の部会で取り扱わない問題について、当部会において審議を行ってきたところである。

2. 第一部会（企業結合会計）

「企業結合会計」については、12年7月から審議を開始し、我が国の最近の会社法の改正状況や国際的な企業会計の動向等を踏まえ、13年7月に、現行会計実務の問題点や会計上の考え方を整理した「企業結合に係る会計処理基準に関する論点整理」を公表し、現在、さらに審議が進めているところである。

3. 第二部会（監査基準の一層の充実）

「監査基準等の一層の充実」については、13年6月に公表した「監査基準の改訂に関する意見(公開草案)」に対して寄せられた意見も参考にしつつ審議を進め、14年1月に、「監査基準の改訂に関する意見書」を取りまとめ公表した。同意意見書では、国際的な動向も踏まえ、監査基準の全面的な改訂が行われた。

なお、監査基準が改訂されたことに伴い、中間監査基準の見直しも必要となることから、現在、引き続き審議が進められているところである。

4. 固定資産部会（固定資産の会計処理）

「固定資産の会計処理」については、13年7月に、中間的な取りまとめとして、「固定資産の会計処理に関する審議の経過報告」を公表した。

その後も引き続き、固定資産の減損会計及び投資不動産の取扱いについて審議を進め、14年4月、これまでの議論の概要や考え方等を明らかにした「固定資産

の減損に係る会計基準の設定に関する意見書（公開草案）」を取りまとめ公表したところである。

平成 14 年 5 月 21 日まで各界から意見を募り、最終意見書に向けてさらに審議を継続することとしている。

II 委員等の異動状況

13 年 7 月 1 日以降 14 年 5 月 31 日までの企業会計審議会の委員等の異動状況は、次のとおりである。

13 年 8 月 31 日付で、

- ① 中地委員が退任し、新たに奥山氏が委員に就任した。
- ② 葛馬臨時委員が退任した。
- ③ 鳥飼幹事が退任した。
- ④ 市川氏が新たに幹事に就任した。

以上の結果、14 年 5 月 31 日現在のメンバーは、会長 1 名、委員 18 名、臨時委員 11 名、専門委員 11 名、幹事 14 名となった。（資料 7-4-2 参照）

III 財務会計基準機構（資料 7-4-3 参照）

我が国の会計基準やディスクロージャー制度に対する内外の信頼性を高めるため、経済の重要なインフラストラクチャーである会計基準の整備等に関して、民間における人材を結集するとともに、会計実務におけるニーズ等を迅速かつ的確に吸い上げる仕組みの構築が期待されたことから、経団連、日本公認会計士協会、東京証券取引所、日本証券業協会、日本商工会議所など関連 10 団体を設立母体として、財團法人「財務会計基準機構」の設立が準備され、13 年 7 月 26 日に金融庁から設立許可を受け、翌日設立を公表した。（資料 7-4-3 参照）

同財団は、一般に公正妥当な会計基準の調査研究・開発及び国際的な会計制度への貢献を行い、もって企業財務に関する諸制度の健全な発展と資本市場の健全性の確保に寄与することを主な事業目的とし、事業目的を実施するに当たり中心的な役割を任す独立した機関として「企業会計基準委員会」を設置した。同委員会は必要に応じて専門委員会を設け、企業会計基準及び実務上の取扱いに関する適用指針、実務対応報告等の審議・開発等を行うとともに、国際会計基準審議会（IASB）等における国際的な会計基準の議論に対しても、積極的に我が国としての意見を発信している。（資料 7-4-4 参照）